



# 補償のあらまし

## ■ 看護職賠償責任保険

### ● 保険金をお支払いする場合

被保険者または業務の補助者による看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、身体の障害が保険期間中に発見された場合に限りです。

看護業務とは保健師助産師看護師法に規定される次の業務であって、日本国内において遂行されるものをいいます。

- ア. 看護師の資格を有する者が行う看護師としての業務
- イ. 准看護師の資格を有する者が行う准看護師としての業務
- ウ. 保健師の資格を有する者が行う保健師または看護師としての業務
- エ. 助産師の資格を有する者が行う助産師または看護師としての業務
- オ. アからエまでに付随する業務

### ● お支払いする保険金の種類

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償金…………… 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- ② 争訟費用…………… 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
- ③ 損害防止軽減費用…………… 事故\*が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④ 緊急措置費用…………… 事故\*が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 協力費用…………… 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ⑥ 初期対応費用…………… 下記初期対応費用担保特約条項に記載の費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。

ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、

「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

上記⑥は初期対応費用の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

\*1 看護職賠償責任保険において、事故とは、他人の身体の障害、財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取または人格権侵害をいいます。

### ● このご契約にセットされている主な特約条項

財物損壊担保特約条項……………看護業務の遂行に伴い発生した患者さんや見舞客等の他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取（看護業務の遂行に（財物損壊担保特約修正特約条項セット）あたって使用もしくは管理する財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取を含みます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

人格権侵害担保特約条項……………保険期間中に日本国内において行われた看護業務の遂行に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

不当行為とは以下のいずれかの行為をいいます。

- ア. 不当な身体の拘束
- イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示

初期対応費用担保特約条項……………この保険の対象となりうる事故が発生した際に、事故対応のために必要となる事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

迷惑行為被害対応費用担保特約条項……………保険期間中に日本国内において第三者（被保険者の顧客または取引先の従業員等業務において関わりのある者であって、業務の補助者以外の者）によって行われた迷惑行為により被保険者が被った被害について、被保険者が迷惑行為被害対応費用（法律相談費用、弁護士費用、カウンセラー相談費用）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払する特約です。迷惑行為とは、被保険者に対する以下ア～カの行為をいいます。

- ア. 暴力、脅迫・強要
- イ. 誹謗中傷
- ウ. 悪質なクレーム
- エ. 性的な言動
- オ. 地位や取引関係等を利用した言動であって、取引等に必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるもの
- カ. その他アからオまでに類するもの

### ● 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

#### 【共通】

- ① 法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した看護業務
- ② 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（看護業務に使用する機械および器具を除きます。）
- ④ 名誉き損または秘密の漏えい（人格権侵害担保特約で補償対象となる損害については、この規定は適用されません。）
- ⑤ 美容を唯一の目的とする業務
- ⑥ 看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑦ 被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害
- ⑧ 保険契約者または被保険者の故意
- ⑨ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ⑩ 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ⑪ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑫ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取には、この規定は適用されません。）

- ⑬被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑭被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑮排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑯サイバー攻撃

**【財物損壊担保特約】**

- ①被保険者の占有を離れた財物の損壊自体や、被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果

**【人格権侵害担保特約】**

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた過失犯以外の犯罪行為
- ②最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ③事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為

**【迷惑行為被害対応費用担保特約条項】**

- ・被保険者の法令違反
- ・被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。）、シンナー等（毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。）を使用した状態で発生した被害

等

## ■ 受託者賠償責任保険（錠交換費用限定担保特約条項セット）

### ● 保険金をお支払いする場合

被保険者が管理し、被保険者以外の者が所有する鍵 \*1 およびそれと対となる錠 \*2 が、保管施設内で管理されている間、またはその目的に従い保管施設外で管理されている間に紛失し、もしくは盗取または搾取されたことにより、預け主（鍵 \*1 およびそれと対となる錠 \*2 について正当な権利を有する者）に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします（ただし、再作成費用または交換費用における損害に限りです）。日本国内において保険期間中に事故が発生した場合に限り、損害を補償します。

\*1 \*2 カードキー等の電子式の鍵および錠（共有部分の錠を含みます。）を含みます。

この保険契約において補償を受けることができる方（被保険者）は次の方をいいます。

- ・記名被保険者（ご加入者）
- ・記名被保険者の使用人
- ・記名被保険者の同居の親族

### ● お支払いする保険金の種類

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金…………… 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- ②争訟費用…………… 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
- ③損害防止軽減費用…………… 事故\*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④緊急措置費用…………… 事故\*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤協力費用…………… 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

ただし、錠交換費用限定担保特約に基づいて保険金をお支払いする場合を除き、事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。

ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

\*1 受託者賠償責任保険並びに錠交換費用限定担保特約において、事故とは受託物を紛失し、または盗取・詐取されることをいいます。

### ● 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ・保険契約者、被保険者（補償を受けることができる方）の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ・保険契約者、被保険者が行い、もしくは加担した盗取、詐取
- ・保険契約者、被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ・自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の現象またはねずみ食い、虫食い等による損害
- ・給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害
- ・建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹き込みによる損害
- ・受託物が預け主に引き渡された後に発見された事故
- ・受託物の使用不能に起因する損害（収益減少等）
- ・サイバー攻撃

等

## ■ 看護職賠償責任保険・受託者賠償責任保険共通注意事項

くもし事故が起きたときは>

【看護職賠償責任保険】ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

【受託者賠償責任保険】ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知った時は、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、引受保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。また、引受保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### 【ご加入の際のご注意】

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項に正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

\*取扱代理店には、告知受領権があります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<通知義務>

【看護職賠償責任保険】ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

【受託者賠償責任保険】ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、代理店または引受保険会社にご連絡ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、

この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<取扱代理店の業務>

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（\*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は

原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、

その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（\*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会を契約者とし、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員等を被保険者とする看護職賠償責任保険および受託者賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本看護学校協議会共済会が有します。

このPDFは、看護職賠償責任保険、受託者賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。看護職賠償責任保険、受託者賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、本PDFには、契約上の大切なことがらが記載されておりますので、ご一読の上加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してください。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)) をご参照ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関） <https://www.sonpo.or.jp/>

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

**03-4332-5241**（全国共通）

受付時間：午前 9 時 15 分～午後 5 時  
（土日祝・年末・年始を除きます。）